

国際日本文化研究センター情報管理施設文献複写規則

〔平成18（2006）年3月23日 制 定〕
〔令和 8（2026）年8月 5日 最終改正〕

（趣旨）

第1条 国際日本文化研究センター情報管理施設図書利用規則（平成3年4月1日制定）第16条の規定に基づき、国際日本文化研究センター（以下「センター」という。）情報管理施設が受託する文献複写は、センターの経費で処理するものを除き、人間文化研究機構文献複写規程（以下「機構文献複写規程」という。）及びこの規則に定めるところによる。

（複写の申込み）

第2条 文献複写を依頼しようとする者は、あらかじめ所定の申込書（別記様式）を情報管理施設長に提出し、その承認を得なければならない。

（複写料金）

第3条 前条の承認を得て自ら文献を複写しようとする者は、機構文献複写規程第4条第1項別表 複写料金表に定めるもののほか、下表に定める料金を支払わなければならない。

種別		規格・単位	モノクロ料金	カラー料金	備考
電子複写	セルフコピー	A3判・1枚	10円	80円	A3判以下も同一料金
	職員が行うコピー	A3判・1枚	機構内 20円 機構外 35円	100円	A3判以下も同一料金
リーダープリンター複写		A3判・1枚	機構内 25円 機構外 40円	なし	A3判以下も同一料金

（料金には消費税及び地方消費税を含む。）

備考 セルフコピー以外のモノクロ料金は、機構文献複写規程第4条第1項別表 複写料金表に定める額を再掲

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年6月17日から施行する。

附 則

この規則は、令和8（2026）年8月5日から施行する。